

医療費控除について

医療費控除とは？

自分や家族の病気・怪我などにより医療費を支払った場合は、確定申告を行うことで一定の金額の所得税控除を受けることができます。これを**医療費控除**と言います。

1年間で支払った医療費の総額が、ご家族で年間合計10万円を超える場合(または確定申告される方の合計所得金額の5%を超える場合)、医療費控除を受けることができます。

*医療費控除の対象上限金額は1世帯あたり年間200万円まで。

医療費控除の対象は？(歯科関係)

対象になるもの

- ◎ 虫歯治療・歯周病治療・抜歯・入れ歯・セラミックや金属のインレー・クラウン・差し歯など
- ◎ インプラント・子供の歯科矯正・咀嚼障害や噛み合わせの改善を目的とした歯科矯正
- ◎ 公共の交通機関による通院費
*公共の交通機関での移動が困難な場合に支払ったタクシー代

対象にならないもの

- × 歯のクリーニング・美容を目的とした歯科矯正・ホワイトニング
- × 歯ブラシや歯磨き粉などの物品購入費
- × 自家用車で通院したときのガソリン代や駐車場代

医療費控除のポイント

医療費に関する領収書は大切に保管しておきましょう。交通費の記録も忘れずに！！

ご家族の中で一番所得金額の多い方が医療費控除の申告をするとお得です！

治療は、同じ年にご家族でかかるのがお得です！

確定申告をしていない場合、医療費控除は最長5年前までさかのぼって受けられます！

医療費控除は必ず行なってください！

パリムデンタルでの治療費、公共交通機関を利用して通院された場合の交通費も医療費控除の対象です。

*パリムデンタルクリニックでは、治療費をお支払いいただきましたら必ず領収書を発行いたします。

源泉徴収の方はおそらくびっくりするくらい還付されますし、確定申告されている方は納める所得税が下がります！

*詳しくは、国税庁のホームページをご覧ください。



医療法人中道会

パリムデンタルクリニック
PARIM DENTAL CLINIC

TEL 0120-816-108 <https://parim.jp>